

要介護認定及び障がい支援区分認定にかかる次期審査会委員の委嘱について

福祉局高齢者施策部介護保険課
福祉局障がい者施策部障がい支援課

1 趣旨（概要）

令和6年度末で介護認定審査会委員及び障がい支援区分認定審査会委員の任期が満了となるため、次期審査会委員の改選に向けた体制案やスケジュールを説明します。

2 目的

2年任期の審査会委員について、令和7・8年度の審査会体制を構築するために委嘱する必要がある

3 事業内容

(1) 対象者

介護認定審査会委員及び障がい支援区分認定審査会委員

(2) 時期（期間）

資料のとおり

(3) 区保健福祉課での業務

【介護保険担当】

福祉局長から各区保健福祉センター長への通知後、各区事務局より各団体に委員推薦の協力依頼や審査会委員への就任依頼を行い、必要書類の收受や新任委員への説明、合議体構成登録等の事務手続きをお願いします。

【障がい福祉担当】

福祉局長から各団体等に対し審査会委員の推薦を依頼し、就任手続きを行います。委員の合議体割当・調整が終了しましたら、各区事務局において、年間スケジュールの調整や新任委員への説明をお願いします。

4 その他（広報スケジュール等）

（広報等市民への周知予定はなし）

要介護認定にかかる次期審査会委員の委嘱について

1 はじめに

介護認定審査会委員につきましては、審査判定を中立・公正な観点から行なうため、関係団体の協力により、ご推薦いただいた医療・保健・福祉にかかる学識経験者の中から1,193名の方を審査会委員として委嘱し、大阪市介護認定審査会を設置しております。審査判定にあたっては、医療・保健・福祉分野の均衡した構成による合議体で行なわれ、各区に216合議体により審査判定業務を行っていただいております。

現時点における審査件数は、令和7年度は140,517件、令和8年度は145,736件と見込んでおり、現行の合議体数としても、上限件数35件、年間24回の開催で運営可能な状況です。

審査件数に対応できる審査体制となるよう、委員の改選を行う予定としています。

2 令和7・8年度の審査会体制について（案）

(1) 審査会委員の任期について

委員の任期は介護保険法施行令で2年と定められており、現行委員の任期が令和7年3月31日までであることから、令和7・8年度の審査会委員を委嘱する必要があります。

(2) 合議体構成委員定数及び合議体編成について

合議体の定数については、5～6名程度の範囲で構成され4人の審査会委員の出席により審査判定を行います。医療・保健・福祉分野が均衡した構成とすることとしています。

また、本市では医師委員1名の出席を必須としています。

(3) 合議体数及び審査会委員数について

令和7・8年度の申請見込み件数に応じて決定としますが、合議体数及び審査会委員数については現行どおり216合議体、1,193名の審査会委員とします。

(4) 合議体の開催頻度及び審査判定件数の上限について

1合議体の開催回数は概ね24回（月2回程度）とし、1回あたりの審査判定件数は概ね35件に加え、当日追加（末期がん等で至急対応が必要な方）1～2件とします。現行の全審査件数の半数を上限としている他区割付の実施については継続します。

3 今後のスケジュールについて（別紙1 スケジュール表参照）

次期審査会委員の委嘱に関する事項は、10月10日開催する役員会において説明した後に、各区保健福祉センター所長へ審査会委員にかかる関係団体等への推薦依頼をさせていただきます。

参考資料

- ・令和7年度大阪市介護認定審査会委員の改選にかかるスケジュール（案）
- ・大阪市介護認定審査会委員数（令和6年9月末現在）
- ・令和5年度・令和6年度4月～8月の審査判定実績件数
- ・令和7・8年度審査判定見込件数

(別紙1)

令和7年度大阪市介護認定審査会委員の改選にかかるスケジュール(案)

	福祉局介護保険課	各区保健福祉センター(介護保険担当)
令和6年9月	26日 大阪市介護認定審査会正副会長会	
10月	1日 福祉担当課長会 10日 大阪市介護認定審査会役員会 中旬～ 介護保険課から各団体等に協力依頼	
11月	上旬 福祉局長から各区保健福祉センター長宛通知	各区事務局より各団体に協力依頼 各区事務局より審査会委員への就任依頼
12月	上旬 条例・規則改正の調整	
令和7年1月	上旬 審査会委員の名簿等作成 下旬 総務局との事前調整開始	上旬 委員就任予定者の履歴書・承諾書等を介護保険課に送付
2月		
3月	上旬 総務局との事前調整終了 中旬 委嘱状等の準備	新任審査会委員への説明等 下旬 審査会委員の合議体構成登録
4月	1日 認定審査会委員委嘱 上旬 新任審査会委員研修 会長選出・副会長指名	上旬 各区認定審査会連絡協議会 各区代表者選出

大阪市介護認定審査会委員数(令和6年9月末時点の体制)

区	合議体数	医療・保健分野			保健分野	福祉分野	計	
		医師	歯科医師	薬剤師				
北区	6	17	12	3	2	4	9	30
都島区	8	18	10	4	4	6	19	43※2
福島区	4	12	8	2	2	4	8	24※2
此花区	6	20	12	4	4	7	9	36
中央区	5	16	10	3	3	7	7	30※2
西区	4	12	8	2	2	2	6	20※2
港区	8	24	16	5	3	8	16	48
大正区	6	17	12	3	2	2	11	30※2
天王寺区	5	15	10	3	2	5	5	25※2
浪速区	5	16	10	3	3	2	12	30
西淀川区	7	21	14	3	4	9	12	42※2
淀川区	11	34	22	7	5	12	21	67※2
東淀川区	12	35	25	5	5	10	18	63※2
東成区	7	16	9	4	3	5	9	30
生野区	14	43	29	7	7	8	20	71※2
旭区	10	30	20	5	5	6	14	50※2
城東区	11	34	22	7	5	12	20	66※2
鶴見区	7	21	14	4	3	7	14	42
阿倍野区	9	27	18	4	5	9	18	54※2
住之江区	11	22	11	6	5	11	22	55※2
住吉区	15	34	19	8	7	15	30	79※2
東住吉区	13	31	18	7	6	13	26	70※2
平野区	16	53	32	11	10	8	34 (35)※1	95 (96)※1
西成区	16	48	32	8	8	11	33	92
計	216	616	393	118	105	183	393 (394)※1	1,192 (1,193)※1

※1 平野区で1名委員(福祉分野)が欠員になっており、11月以降に新たな委員を委嘱予定。

※2 複数区の合議体に所属する委員が17名いるので、審査会委員数は1,175名となる。

区別審査判定件数

	令和5年度			令和6年4～8月		
	審査判定 件数(件)	合議体開催 実績(回)	平均処理 件数(件)	審査判定 件数(件)	合議体開催 実績(回)	平均処理 件数(件)
北 区	3,522	140	25.2	1,851	60	30.9
都 島 区	4,463	182	24.5	2,452	81	30.3
福 島 区	1,782	72	24.8	1,159	39	29.7
此 花 区	3,433	139	24.7	1,797	60	30.0
中 央 区	2,813	113	24.9	1,428	48	29.8
西 区	2,350	95	24.7	1,177	41	28.7
港 区	4,327	175	24.7	2,331	78	29.9
大 正 区	3,494	140	25.0	1,827	60	30.5
天 王 寺 区	2,923	117	25.0	1,457	49	29.7
浪 速 区	2,594	104	24.9	1,412	47	30.0
西 淀 川 区	3,938	158	24.9	1,985	67	29.6
淀 川 区	6,000	239	25.1	3,184	105	30.3
東 淀 川 区	6,924	277	25.0	3,545	116	30.6
東 成 区	4,033	161	25.0	2,070	68	30.4
生 野 区	7,910	320	24.7	4,008	137	29.3
旭 区	5,425	218	24.9	2,882	96	30.0
城 東 区	6,213	249	25.0	3,219	109	29.5
鶴 見 区	4,030	161	25.0	2,123	70	30.3
阿 倍 野 区	5,060	206	24.6	2,665	89	29.9
住 之 江 区	6,209	252	24.6	3,406	110	31.0
住 吉 区	8,385	339	24.7	4,483	148	30.3
東 住 吉 区	7,360	296	24.9	3,592	122	29.4
平 野 区	9,259	369	25.1	4,783	157	30.5
西 成 区	9,009	365	24.7	5,057	166	30.5
大 阪 市	121,456	4,887	24.9	63,893	2,123	30.1

令和7・8年度 区別審査判定見込件数

	R7,8年度 合議体数	R7年度			R8年度		
		審査判定予 定件数(件)	合議体開催 予定(回)	平均処理 件数(件)	審査判定予 定件数(件)	合議体開催 予定(回)	平均処理 件数(件)
北 区	6	4,047	144	28.1	4,197	144	29.1
都 島 区	8	5,143	192	26.8	5,334	192	27.8
福 島 区	4	2,248	96	23.4	2,332	96	24.3
此 花 区	6	3,892	144	27.0	4,037	144	28.0
中 央 区	5	3,232	120	26.9	3,352	120	27.9
西 区	4	2,726	96	28.4	2,827	96	29.4
港 区	8	4,707	192	24.5	4,882	192	25.4
大 正 区	6	3,977	144	27.6	4,124	144	28.6
天 王 寺 区	5	3,260	120	27.2	3,381	120	28.2
浪 速 区	5	2,965	120	24.7	3,075	120	25.6
西 淀 川 区	7	4,707	168	28.0	4,882	168	29.1
淀 川 区	11	7,180	264	27.2	7,447	264	28.2
東 淀 川 区	12	8,150	288	28.3	8,453	288	29.4
東 成 区	7	4,623	168	27.5	4,795	168	28.5
生 野 区	14	8,768	336	26.1	9,094	336	27.1
旭 区	10	6,394	240	26.6	6,631	240	27.6
城 東 区	11	7,419	264	28.1	7,695	264	29.1
鶴 見 区	7	4,778	168	28.4	4,955	168	29.5
阿 倍 野 区	9	5,803	216	26.9	6,019	216	27.9
住 之 江 区	11	7,040	264	26.7	7,301	264	27.7
住 吉 区	15	9,921	360	27.6	10,289	360	28.6
東 住 吉 区	13	8,445	312	27.1	8,759	312	28.1
平 野 区	16	11,073	384	28.8	11,484	384	29.9
西 成 区	16	10,019	384	26.1	10,391	384	27.1
申請数見込	216	140,517	5,184	27.1	145,736	5,184	28.1

※1 令和7年度・令和8年度は年24回開催で試算

※2 審査会開催数については、上記回数を基準とし年度末に各区事務局と調整する(例年どおり)

1 はじめに

障がい支援区分認定審査会委員につきましては、障がい支援区分の審査判定を中立・公正な観点から行なうため、大阪府医師会など関係団体の協力により、ご推薦いただいた障がい保健福祉にかかる学識経験者の中から 213 名の方を審査会委員として委嘱し、大阪市障がい支援区分認定審査会を設置しております。審査判定にあたっては、障がい保健福祉分野の均衡に配慮のうえ会長が指名する者により構成する合議体で行なわれ、35 合議体により審査判定業務を行っていただいております。

審査会委員の任期は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 5 条により 2 年と定められており、現行委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日までであることから、令和 7・8 年度の審査会委員を委嘱する必要があります。

令和 7 年度以降の審査件数につきましては、これまでの審査実績件数と新規申請件数の推移を加味した審査件数が見込まれます。

そのため、審査件数に対応できる審査体制となるよう、委員の改選を行うこととします。

なお、委員改選及び令和 7・8 年度の審査会の体制につきましては、令和 6 年 10 月 17 日に開催いたします大阪市障がい支援区分認定審査会役員会に諮る予定です。

2 令和7・8年度の審査会の体制について

(1)合議体数及び審査会委員数、合議体の構成委員定数及び編成について

合議体数につきましては、委員の任期が 2 年間であることに鑑み、今後 2 年間の審査見込件数に応じて決定します。この審査見込件数については、新規・区分変更・更新申請件数推移により試算しています。現時点における審査見込件数は、令和 7 年度は 16,813 件、令和 8 年度は 18,059 件と見込んでおり、現行の合議体数とすると、上限件数 30 件で年間 12 回の開催では運営不可能な状況です。

しかしながら、合議体数を増やすためには、医師の審査会委員を増やすことが必須であるものの、実際に医師の審査会委員を現行以上に増やすことが困難であるため、合議体数及び審査会委員数につきましては、現行どおりの 35 合議体・213 名の審査会委員とし、審査件数の増については、基本の開催回数を年 16 回に増やすことで調整中です。

また、月ごとの状況も申請件数が大きく変動する可能性があるため、1 合議体あたりの上限件数を最大 45 件での取扱いをお願いする予定です。

また、合議体構成委員定数については、医療・保健分野と福祉分野の均衡に配慮して編成することとし、引き続き原則 5 名とします。

合議体の編成については、この間の新規申請件数の推移も念頭に引き続き区合議体と局合議体を設置することとします。

なお、審査判定については、原則は申請書類が整った方から順番に直近の審査会へ割り当てますが、これまで通り区より要請があった場合は自区の合議体で審査判定を行います。

(2)各合議体の所属委員について

審査会委員の委嘱にあたっては、規則で定める定数 213 名を委嘱しますが、これらの委員のうち各合議体への所属委員（任所委員）以外の方については、無任所委員とし、やむを得ない理由により合議体所属委員を変更する場合、無任所委員から代替要員を指名することにより、円滑な審査会運営を図ってまいります。

3 今後のスケジュールについて

10 月下旬から各団体等に対し審査会委員の推薦を依頼します。

現行委員の再任意向確認につきましては、各団体の意向を確認し、各団体か福祉局で行います。

各団体から推薦をいただいた方の中から医療・保健分野と福祉分野の均衡を勘案し、来年 2 月頃を目途に委嘱委員の内定に向けた調整を行っていくこととします。

なお、今後のスケジュールは別添のとおりです。

令和6年度大阪市障がい支援区分認定審査会委員の改選にかかるスケジュール（案）

	福祉局障がい者施策部障がい支援課	各区保健福祉センター保健福祉課
10月	10/17 大阪市障がい支援区分認定審査会役員会 下旬 福祉局長から各団体等宛て委員の推薦を要請	上旬 福祉担当課長会
11月	上旬 現行委員への再任意向確認 (団体で再任意向確認を行った委員を除く)	
12月	中旬 委員就任予定者の履歴書・承諾書等を受領	
1月	(委員の合議体への割当・調整)	
2月	上旬 委員の合議体割当・調整終了	年間スケジュールの調整
3月	委嘱へ向けての準備	新任審査会委員への説明等
4月	1日 認定審査会委員委嘱日 初旬 新任審査会委員への研修 会長選出・副会長指名	区事務局から委嘱状の交付 合議体の長選出・副長指名

令和6年度 大阪市障がい支援区分認定審査会状況（令和6年4月1日 現在）

区名	合議体設置数	合議体名	定数
北 区	1	北 区 合 議 体	5名
都 島 区	1	都 島 区 合 議 体	5名
福 島 区	1	福 島 区 合 議 体	5名
此 花 区	1	此 花 区 合 議 体	5名
中 央 区	1	中 央 区 合 議 体	5名
西 区	1	西 区 合 議 体	5名
港 区	1	港 区 合 議 体	5名
大 正 区	1	大 正 区 合 議 体	5名
天 王 寺 区	1	天 王 寺 区 合 議 体	5名
浪 速 区	1	浪 速 区 合 議 体	5名
西 淀 川 区	1	西 淀 川 区 合 議 体	5名
淀 川 区	1	淀 川 区 合 議 体	5名
東 淀 川 区	2	東 淀 川 区 第 1 合 議 体	5名
		東 淀 川 区 第 2 合 議 体	5名
東 成 区	1	東 成 区 合 議 体	5名
生 野 区	2	生 野 区 第 1 合 議 体	5名
		生 野 区 第 2 合 議 体	5名
旭 区	1	旭 区 合 議 体	5名
城 東 区	2	城 東 区 第 1 合 議 体	5名
		城 東 区 第 2 合 議 体	5名
鶴 見 区	1	鶴 見 区 合 議 体	5名
阿 倍 野 区	1	阿 倍 野 区 合 議 体	5名
住 之 江 区	1	住 之 江 区 合 議 体	5名
住 吉 区	1	住 吉 区 合 議 体	5名
東 住 吉 区	2	東 住 吉 区 第 1 合 議 体	5名
		東 住 吉 区 第 2 合 議 体	5名
平 野 区	3	平 野 区 第 1 合 議 体	5名
		平 野 区 第 2 合 議 体	5名
		平 野 区 第 3 合 議 体	5名
西 成 区	3	西 成 区 第 1 合 議 体	5名
		西 成 区 第 2 合 議 体	5名
		西 成 区 第 3 合 議 体	5名
福 祉 局	3	福 祉 局 第 1 合 議 体	5名
		福 祉 局 第 2 合 議 体	5名
		福 祉 局 第 3 合 議 体	5名
計	35		175名

令和6年度 委員委嘱状況（令和6年4月1日 現在）

	任所	無任所	横計
医師	13	1	14
精神科医師	22	1	23
理学療法士	10	3	13
作業療法士	28	8	36
臨床心理士	13	5	18
言語聴覚士	4	0	4
社会福祉士	27	8	35
精神保健福祉士	17	3	20
福祉施設	27	3	30
相談支援事業実施機関	14	1	15
計	175	33	208